

令和4年10月
(改訂) 令和5年3月
(改訂) 令和5年6月

地域産業保健センターをご利用の皆様へ

地域産業保健センターご利用に関するお知らせとお願いについて

日頃より地域産業保健センターをご利用いただきありがとうございます。

地域産業保健センターが提供するサービスは、年度単位で国からの補助金により運営され、活動資金には限りがあることから、ご利用のお申込をすれば必ずサービスが受けられるとお約束できるものではありません。

したがって、利用状況等によってはお申込を受理できない場合やお申込を頂いても、年度内にサービスの提供ができない場合がありますのでご了承ください。

また、地域産業保健センターでは、企業規模で常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場への対応を優先して実施することとしているため、申し訳ありませんが、下記の事項につき、ご理解・ご協力をお願いします。

- 「大企業」(※)の支店、営業所等は、原則、ご利用をお断りしています。

まずは、企業の本社・本部等に対応をご依頼ください。

※「大企業」とは「中小企業」に該当しない企業をいい、「中小企業」とは下表の「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する労働者の数」のいずれかを満たす事業主です。

産業分類	資本金の額・出資総額	常時使用する労働者の数
小売業（飲食店含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 企業全体の労働者数が50人以上の企業は、お申込をお受けできない場合があります。
- 毎年繰り返しご利用されている場合は、お申込をお受けできない場合があります。

産業医をお探しの方へ

当センターでは、産業医の紹介は行っていません。

産業医をお探しの場合は、①健康診断を依頼している機関に相談する ②近隣の医療機関に相談する ③産業保健サービスを提供する機関（企業）に相談する ④同業他社や近隣の会社で選任している産業医を紹介してもらう、などがあります。